

災害時の医療救護活動に関する協定書

社団法人滋賀県歯科医師会（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県歯科技工士会（以下「乙」という。）および社団法人滋賀県歯科衛生士会（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（歯科医療救護班の派遣）

第1条 滋賀県知事が、滋賀県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施するうえで必要があるとして認めた場合、甲に対して歯科医療救護班の派遣の要請がある。

2 甲は、前項の規定により滋賀県知事から要請を受けた場合は、直ちに乙と丙と協力して歯科医療救護班を編成し、避難所または災害現場等の医療救護所等に派遣する。

（医療救護計画）

第2条 甲は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、乙と丙と協議の上、医療救護計画を策定する。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品および医療資機材の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（歯科医療救護報の業務）

第3条 甲、乙および丙が派遣する歯科医療救護班は、滋賀県または市町が避難所または災害現場等に設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務のうち、乙と丙が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
 - (2) その他医療救護に関すること
- （歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第4条 甲、乙および丙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第5条 甲、乙および丙が派遣する歯科医療救護班は、甲、乙および丙が所有する緊急車両等により、自ら現地へ出動する。

なお、甲、乙および丙が独自による現地への出動が困難である場合は、滋賀県知事により、医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置がとられる。

（医薬品等の供給）

第6条 甲、乙および丙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、滋賀県知事により供給について必要な措置がとられる。

（医療費）

第7条 医療救護所において傷病者が受ける医療費は、無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

（訓練）

第8条 甲、乙および丙は、滋賀県知事が実施する訓練に協力する。

（実費弁償等）

第9条 滋賀県知事の要請に基づき医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、滋賀県知事が負担する。

- (1) 医療救護班の編成および派遣に必要な費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金

（細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲、乙および丙が協議して定める。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

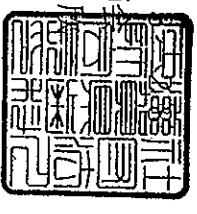
ただし、三者に別段意思表示のない限り、この協定は継続されるものとする。

（疑義の解決）
第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

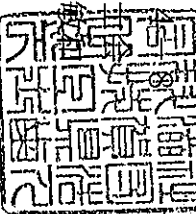
この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙および丙は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

平成21年 3月 1日

甲 滋賀県大津市京町4丁目
社団法人滋賀県歯科医師会
代表者 会長 芦田



乙 滋賀県大津市晴嵐1丁目
社団法人滋賀県歯科技工士会
代表者 会長 西村



丙 滋賀県守山市守山5丁目4-1
社団法人滋賀県歯科衛生士会
代表者 会長 石黒 幸枝

